全Ｌ協保安・業務Ｇ４第５９号

令和４年７月２１日

正 会 員　各位

（一社）全国ＬＰガス協会

保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示等の一部改正について　（キャンピングカー等に係る緊急時対応３０分ルールの代替措置）　（お知らせ）

標記につきましては、令和４年４月２７日付け全Ｌ協保安・業務Ｇ４第２０号において、経産省より意見募集されたことについてお知らせしたところです。

この度、この意見募集を踏まえ、経産省のホームページに改正の概要が公表されましたのでお知らせいたします。

なお、公布、施行は令和４年７月１５日となっております。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また直接会員におかれましては営業所等に対し、ご周知くださいますようよろしくお願いいたします。

また、本改正に伴うＱ＆Ａを現在作成中で、出来上がり次第、送信させていただくことにしております。

**改正概要**

質量により販売されたＬＰガスを屋外において移動して使用されるキャンピングカー、キッチンカー等消費設備により消費する一般消費者等については、緊急時対応に関する一定の知識や技量のための講習を修了した上で、緊急時に必要な措置を自ら行うことについて、ＬＰガスの販売契約を締結したＬＰガス販売事業者の確認を受けるという代替措置を取る場合に限り、緊急時対応３０分ルールの対象から除くことができるようになっております。

なお、従来通りの緊急時対応３０分ルールで使用する一般消費者等については、講習の必要はありません。

現在、当該講習の実施者や進め方について、調整をしているようです。

※緊急時対応３０分ルールとは保安業務に係る一般消費者等の供給設備及び消費設備には原則として３０分以内に到着し、バルブの閉止等の所要の措置を行うことができる体制を確保すること。

【経済産業省ホームページの掲載アドレス】

<https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2022/07/20220715.html>

【意見募集された結果の掲載アドレス】

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=595222038&Mode=1>

以　上

（発信手段：Ｅメール）

担当：保安・業務グループ　瀬谷、橋本、安藤